

あさぎり町エリアプラットフォーム規約（案）

（名称）

第1条 この組織は、「あさぎり町エリアプラットフォーム」（以下「本プラットフォーム」という。）と称する。

（目的）

第2条 本プラットフォームは、あさぎり駅周辺エリアの将来像を示す未来ビジョン（以下「エリアビジョン」という。）を策定し、官民が連携した取組みを通じてエリアビジョンの具体化を図ることにより、当該エリアを起点としたあさぎり町全体の活性化を実現することを目的とする。

（活動）

第3条 本プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- （1） 本プラットフォームの運営に関する事項
- （2） エリアビジョンの策定及び更新に関する事項
- （3） エリアビジョンの具体化に向けた取組みの企画及び実施
- （4） あさぎり町全体の活性化に資する情報共有及び意見交換
- （5） その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（構成員）

第4条 本プラットフォームは、次に掲げる団体等をもって組織する。

- （1） 行政機関
- （2） 地域団体
- （3） 民間事業者
- （4） 教育機関
- （5） 前各号に掲げる者のほか、座長が適当と認める者

（役員及び職務）

第5条 本プラットフォームに、次の役員を置く。

- （1） 座長 1名
 - （2） 副座長 1名
- 2 座長は、前条第2号から第5号までの構成員の中から互選により選任する。座長は、本プラットフォームを代表し、その運営を統括する。
- 3 副座長は、構成員の中から座長が指名して選任する。副座長は、座長を補佐し、座長が事故その他やむを得ない事情により職務を行うことができないときは、その職務を代理す

る。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成員の選任等)

第7条 構成員は、暴力団その他の反社会的勢力に該当し、又はこれらと関係を有する団体等であってはならない。

2 本プラットフォームの構成員は、第4条に掲げる団体等のうち、事務局が取りまとめ、座長が承認したものをもって構成する。

3 構成員となることを希望する団体等がある場合は、事務局に申出を行うものとし、座長が本プラットフォームの目的及び趣旨に照らしてその適否を判断する。

4 本プラットフォームからの退会を希望する構成員は、その旨を速やかに事務局へ通知するものとする。

5 事務局は、構成員に変更があったときは、座長に報告するとともに、構成員名簿を更新するものとする。

(構成員の解任)

第8条 構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の議決を経て、その構成員を解任することができる。

(1) 本規約に違反し、又は本プラットフォームの信用を著しく害したとき。

(2) 構成員としての職務上の義務に違反し、又は構成員として不適当と認められる行為があったとき。

2 前項の規定により構成員を解任しようとするときは、事務局はあらかじめ当該構成員に対し書面により通知し、会議の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第9条 構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに構成員の資格を喪失する。

(1) 第7条第4項の規定により、退会を希望する旨を事務局へ通知したとき。

(2) 構成員である団体等が第4条に掲げる要件を失ったとき。

(3) 第8条の規定により解任されたとき。

(4) 暴力団その他の反社会的勢力に該当し、又はこれらと関係を有する団体等であることが判明したとき。

(事務局)

第10条 本プラットフォームに事務局を置き、その運営に関する事務を担う。

- 2 事務局は、あさぎり町商工観光課に設置するものとする。
- 3 事務局は、会議の運営、構成員名簿の管理、その他本プラットフォームの円滑な運営に必要な事務を行う。

(会議)

第11条 会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 座長は、必要と認めるときは、構成員以外の者をオブザーバーとして会議に参加させることができる。

(ワーキンググループ)

第12条 第3条に定める活動を円滑に実施するため、座長が必要と認めるときは、構成員の一部で構成するワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、必要に応じて会議に報告を行うものとする。
- 3 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

(経費)

第13条 本プラットフォームに要する経費の負担区分は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1号及び第2号に要する経費は、事務局の負担とする。
- (2) 第3条第3号に要する経費の負担は、活動内容に応じて都度協議して定める。
- (3) 第3条第4号に要する経費は、構成員の負担とする。
- (4) 会議及びワーキンググループへの出席に要する経費は構成員の負担とし、報酬は支給しない。
- (5) 前各号に定めるほか、必要な経費の負担については、都度協議して定める。

(秘密保持)

第14条 構成員は、本プラットフォームにおいて知り得た情報のうち、公開されていない情報その他秘匿すべき情報を、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

- 2 前項の義務は、構成員の離脱後も存続する。

(禁止行為)

第15条 構成員は、本プラットフォームの運営を妨げ、又は他の構成員に不利益を及ぼす行

為をしてはならない。

- 2 前項の規定に違反する行為が認められる場合は、第8条の規定に基づき解任の対象となることもある。

(個人情報の取扱い)

第16条 事務局は、本プラットフォームの運営に必要な範囲で構成員の個人情報を取り扱うものとし、法令に基づく場合又は本人の同意がある場合を除き、これを第三者に提供してはならない。

(雑則)

第17条 本規約に定めるもののほか、本プラットフォームの運営に関し必要な事項は、事務局が座長と協議の上、定めるものとする。

附 則

- 1 本規約は、令和8年10月21日から施行する。
- 2 本規約の施行時において本プラットフォームの準備会に参加していた団体等は、構成員となることを希望する場合、その旨を事務局に申し出ることができる。
- 3 事務局は、前項の申出を行った団体等について、第4条及び第7条に定める構成員の要件を踏まえ、構成員として選任するものとする。
- 4 事務局は、前項により選任した構成員について、本規約の施行後速やかに構成員名簿を作成するものとする。